

大阪狭山市空家等対策協議会の会議の 公開に関する方針（案）について

会議の公開に関する方針の目的と公開基準

目的

会議を公開し、市民にその協議状況を明らかにすることにより、市政の透明性の一層の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を推進する。

会議等の公開基準

- 原則として公開するものとする。
- ただし、下記のいずれかに該当する会議若しくは議題については、公開しないことができる。

- 法律又は条令等により、非公開とされる場合
- 市情報公開条例第6条に掲げる情報（個人、法人等に関する情報等の非公開情報）に該当すると認められる事項について協議する場合
- 公正かつ円滑な議事運営に支障が生じる恐れがあり、会議の目的が達成できないと認められる場合

会議の公開又は非公開の決定と公開の方法

公開又は非公開の決定

- 事務局が、協議会の会長と相談の上で公開基準に基づき決定する。
- 事務局は、決定した内容を協議会に報告する。
- 非公開とする決定をしたときは、その理由を明らかにする。

公開の方法と会議の運営

- 協議会は、傍聴できる定員を定め、会場に傍聴席を設置する。
- 協議会は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項を定める。
- 協議会は、会議資料（非公開情報が記載されている部分を除く）を傍聴者に配布し、又は閲覧に供する。
- 協議会の長は、報道機関の取材活動について十分配慮する。
- 協議会は、傍聴要領に定めている傍聴に係る手続き及び遵守事項等により、会議の秩序維持に、努め、会議を円滑に運営する。

大阪狭山市空家等対策協議会傍聴要領

- 傍聴定員、傍聴手続、傍聴できない者、傍聴者の遵守事項、傍聴者の退場等を定める。

大阪狭山市空家等対策協議会の会議の公開に関する方針（案）

1 目的

この方針は、大阪狭山市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）を公開し、市民にその協議状況を明らかにすることにより、市政の透明性の一層の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を推進することを目的とする。

2 会議等の公開基準

会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議若しくは議題（以下「会議等」という。）を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例等の規定により、会議等が非公開とされる場合
- (2) 大阪狭山市情報公開条例（平成10年大阪狭山市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第6条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）に該当すると認められる事項について協議をする場合
- (3) 会議等を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じるおそれがあり、会議の目的が達成できないと認められる場合

3 公開又は非公開の決定

- (1) 会議等の公開又は非公開については、協議会の庶務を担当する部（以下「事務局」という。）が、協議会の長に相談した上で2の基準に基づき決定することとし、事務局は、決定した内容を協議会に報告するものとする。
- (2) 事務局は、当該会議等を非公開とする決定をしたときは、その理由を明らかにしなければならない。

4 公開の方法

- (1) 協議会は、公開する会議について、傍聴できる定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- (2) 協議会は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。
- (3) 協議会は、会議に付する会議資料（非公開情報が記録されている部分を除く。）を傍聴者に配布し、又は閲覧に供するものとする。
- (4) 協議会の長は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

5 会議の運営

協議会は、傍聴要領に定めている傍聴に係る手続き及び遵守事項等により、会議の秩序維持に努め、会議を円滑に運営するものとする。